

会 議 概 要

会議の名称	第1回 第3期湧別町総合計画審議会 社会福祉専門部会
開催日時	令和3年4月12日（月） 13時30分 開会 15時15分 閉会
開催場所	役場湧別庁舎 2階中会議室
出席者名	委員：西川専門部会長、石川・花木・小川・三好・篠田・ 中川各委員 策定委員：星課長、森野参事、大塚課長、牧村主幹、前野主幹 事務局：因課長、西海谷主幹、尾関主事
欠席者名	無し
傍聴人の数	無し
会議の内容	1. 開会 2. 会議成立報告 3. 部会長挨拶 4. 基本計画の審議について （1）保健・医療 （2）子育て支援 （3）社会福祉 5. 次回会議日程について 6. 閉会
会議資料	第1回 第3期湧別町総合計画審議会 社会福祉専門部会議案 資料1 第3期 湧別町総合計画（諮問案） 第3期 湧別町総合計画審議会追加資料 第1回第3期 湧別町総合計画審議会会議録
会議録	■ 有 （ □全文筆記 ■要点筆記 ） □ 無
備考	

1 (てん末書用紙)

てん末書

1 日 時

令和3年4月12日(月) 午後1時30分から午後3時15分

2 会 場

役場湧別庁舎 2階中会議室

3 会議及び用務

第1回 第3期湧別町総合計画審議会 社会福祉専門部会

4 出席者

委 員

西川専門部会長、石川・花木・小川・三好・篠田・中川各委員

策定委員

星課長、森野参事、大塚課長、牧村主幹、前野主幹

事 務 局

因課長、西海谷主幹、尾関主事

5 結果要旨

第3期湧別町総合計画審議会における第1回目の社会福祉専門部会を開催しましたので、報告いたします。

1. 開会

2. 会議成立報告

3. 部会長挨拶

4. 基本計画の審議について

西川部会長から、会議時間(概ね2時間)及び議事進行方法(項目ごとの説明と審議)について提案し、委員からの異議なく審議に移る。

以降、諮問案の分野(保健・医療、子育て支援、社会福祉)ごとに事務局説明の後、項目(「現状と課題」、「10年後のめざす姿」、「主要施策」、「施策の評価指標」)ごとに質疑を受け、内容について審議を行った。

(1) 保健・医療

【質疑(現状と課題)】

小川委員) コロナの予防接種については、インフルエンザと同様に毎年行う必要があると思うが、医療機関との調整だけでなく、自治体としても国内でのワクチン生産、流通、外国との契約等を国に要望する必要があると思う。

⇒ 星課長) 町村会等の機関を通じて、国への要望は行っております。来年度以降については、病院に直接連絡して接種できる体制が整うと考えております。

【審議(現状と課題)】 意見無し

2 (てん末書用紙)

【質疑 (10年後のめざす姿)】 質疑無し

【審議 (10年後のめざす姿)】

石川委員)「保健事業」の中に「自分らしく元気で暮らし続けられる地域をつくる。」とあるが、「元気」という言葉は必要か。元気でなくても暮らし続けられる保健事業が必要ではないか。

⇒ 星課長) 言葉使いは内部で検討し、次回提案させていただきます。

【質疑 (主要施策)】

三好委員)「予防接種が受けやすい体制整備を図ります。」とあるが、どのような体制を考えているのか。

⇒ 星課長) 様々なワクチンがありますが、重要性についてはかわらばんで周知しております。受けやすい体制の構築については、医療機関との調整を行い、接種を受けたい方が、スムーズに受けられる体制を整えていきたいと考えています。現在は医療機関に直接連絡してもらったり、クーポン券を送ったりしています。町民の方々は今の体制に慣れ親しんでおり、ある程度スムーズに受けられてはいますが、それ以上に受けやすい体制を作ろうと考えております。

篠田委員) インフルエンザの予防接種にもクーポン券は出しているのか。

⇒ 星課長) 風疹の予防接種に出しています。コロナの予防接種にもクーポンを出します。

【審議 (主要施策)】 意見無し

【質疑及び審議 (施策の評価指標)】 質疑及び意見無し

(2) 子育て支援

【質疑 (現状と課題)】

小川委員) 男性の町職員で育児休暇を取得した事例はあるのか。

⇒ 星課長) 女性職員については、ほとんどが育児休暇を取得しているが、男性職員が取得した実績はないと思います。ただ制度上は取得できるようになっていますので、請求すれば取得することは可能となっております。

小川委員) 制度上は育児休暇を取得できるようになっていても取得しづらい風潮があると思う。目標としてでもよいので、役場の男性職員の何割かは強制的に取得させなければいけない時期になっていると思う。

⇒ 星課長) 公務員については、取得しやすい環境にあると思います。ただ男性と女性どちらが育児休暇を取得するかは、家庭の判断になります。民間企業については、取得しづらい風潮はあると思います。

【審議 (現状と課題)】

小川委員) 男性の町職員が積極的に育児休暇を取得し、社会にもアピールして、職場の改革をしていくべきだと思う。今後 10 年間の総合計画には記載し

3 (てん末書用紙)

てほしい。

⇒ 星課長) 内部で協議し、次回提案させていただきます。

【質疑及び審議 (10年後のめざす姿)】 質疑及び意見無し

【質疑 (主要施策)】

篠田委員) 「子どもの貧困対策の推進」の中に「相談支援」、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労支援」、また、「結婚支援対策」の中に「結婚に伴う新生活の支援等」とあるが、具体的にどのような施策を行うのか。

⇒ 牧村主幹) 具体的な内容につきましては、これから決めていく項目が多くなっております。「相談支援」につきましては、虐待などの相談があれば子育て支援センターに繋ぐなど、現在の取組の延長を考えております。「教育の支援」につきましても現在行っている取組の延長を考えております。「生活の支援」につきましては、社会福祉協議会に業務委託している、家事や育児が苦手な方がいればヘルパーが家事等を行う「養育支援訪問事業」があり、本事業の継続を考えております。「保護者に対する就労支援」につきましては、実際の職業相談に対応するのは困難ですが、求職活動をする際に子どもを保育所に預けて求職活動を行ってもらえる等の取り組みを考えております。「結婚支援対策」につきましては、令和3年度から国の制度を活用した「結婚新生活支援事業」を実施します。内容としては、40歳未満で世帯所得が400万円未満の新婚家庭の引っ越し費用や住宅取得費用を上限30万円で補助するものです。

篠田委員) 共働きの場合の保育所の保育時間の延長は考えているか。

⇒ 星課長) 令和4年度より現在の中湧別保育所を上湧別保育所と統合し認定こども園とします。それに合わせて、現在の預かり標準時間は8時30分から16時30分までとなっていますが、延長保育という形で7時30分から18時まで対応してきたものを、統合をきっかけに7時30分から18時30分までを標準時間として延長します。町内すべての保育所でこの時間としますので、子どもを預けやすい環境になると考えております。

【審議 (主要施策)】 意見無し

【質疑及び審議 (施策の評価指標)】 質疑及び意見無し

(3) 社会福祉

【質疑 (現状と課題)】

小川委員) 「地域福祉の担い手不足」と記載されているが、自治会でも民生委員を選出するのに苦労している。地域社会を守るには情報が必要となっている。自治会からお願いして民生委員になってもらっている方に活動をお願いするのは難しい。現状では情報を掴むことができていない。情報を掴むため

4 (てん末書用紙)

に「地域見守り公務員」を配置することはできないか。「地域見守り公務員」が自治会や民生委員と連携して、一人暮らしの高齢者世帯等を訪問して情報を掴み、必要があれば地域包括支援センターへ繋がれば良いと思う。民生委員や福祉委員だけでは限界がきていると思う。民生委員の方も仕事があれば、無理をかけることはできないため、「地域見守り公務員」は必要だと考える。何か手を打たなければ今後、孤独死する高齢者が増えていくと思う。役場では必要なサービスを提供できる体制が整っていても、サービスを受ける前に亡くなる方も出てくる。

西川部会長) そのとおりなのだが、その辺のところは難しいと思う。現実的に社会福祉協議会の福祉委員もいるし、我々も民生委員よりも福祉委員の方がまわっているのではないかという自負もある。

今年、孤独死の方も何人か出ているが、それを最初に見つけたのも社会福祉協議会の職員である。

民生委員と福祉委員と一緒に協力してやったらいいような気もする。

行政的に小川委員が言うように職員が見守りをやったら、3つの部門でやってしまうことになってしまう気がする。

その辺はもうちょっと一緒になる方法がないのかなという気がする。

篠田委員) 町として、民生委員の立場をどのように捉えているのか。町が民生委員に何を望んでいるかわからない。民生委員がどこまでの業務を行うのかの線引きもわからない。

⇒ 大塚課長) まず民生委員の概要を説明いたします。民生委員は厚生労働大臣から委嘱を受けております。現在、湧別町には児童委員を兼ねている民生委員児童委員が39名、主任児童委員が3名おり、この方々で構成されている湧別町民生委員児童委員協議会は、毎月定例会を開催しております。主な活動として各種研修会への参加、定例会の際の懇談会で各地区の困難な事例等を報告し意見交換を行います。また担当地区の地域活動への参加、各世帯への訪問、学校への訪問活動、広報誌の発行を行っており、本町の地域福祉向上のために町の行政に協力いただいております。これからの民生委員児童委員は行政と一体となり、福祉向上に協力いただきたいと考えております。

篠田委員) 民生委員は地域住民との交流をもって、必要な案件があれば町へ報告するということが良いのか。民生委員が全ての対応を検討し、どんなサービスに繋げるかを考える訳ではないということか。あくまで情報提供を行うということか。

⇒ 大塚課長) その通りです。

西川部会長) 小川委員が言う見守り隊というのは、本来は民生委員がやらなければならないと思う。

篠田委員) 民生委員がなんでもやると思っている人が多いと思う。民生委員や福祉委員がやることを明確にしなければならないと思う。昔は民生委員がなんでもやってきたと思うが、今は情報提供をするだけにしなければ、今後民生委員のなり手はいなくなると思う。

⇒ 大塚課長) 昔の民生委員児童委員は地区の総合福祉に関するすべてのことを対応するイメージがありますが、現在は情報を提供いただければ、町

5 (てん末書用紙)

に地域包括支援センターが設置されておりますので、職員が家庭訪問をして必要なサービスを見極めて、提供できる体制はできています。民生委員児童委員がすべてを担っているわけではありません。また、福祉委員と情報を共有している自治会もあります。公務員が先頭に立ってという考え方もあろうかと思いますが、現状においては、先程言った民生委員の立場もありますので、それは、これからも民生委員児童委員の立場を尊重してやっていきたいと思っております。

中川委員)「地域見守り公務員」を設置することは、現実的に難しいと思う。民生委員や福祉委員が地域の方々と情報交換して、地域で見守りをするのが大事だと思う。

⇒ 大塚課長) 主要施策に「お互いに支え合うネットワークづくりを推進します。」と記載していますが、具体的な取り組みとして平成30年度から社会福祉協議会に業務委託している「生活支援体制整備事業」があり、内容としては介護保険法及び関係法令に基づく、国の補助事業であります。日常生活に支援が必要な高齢者が今後も住み慣れた地域で生きがいをもって在宅生活を継続してもらえよう多様な生活支援サービス提供体制を地域住民や関係団体と連携しながら構築し、地域で支え合う体制づくりを推進する事業であります。事業の推進にあたり生活支援コーディネーター1名を専属で配置しております。現在は地域のニーズ調査、ネットワークの構築、担い手の育成、協力体制の整備等の事業を始めている段階であります。

地域でネットワークを構築して、高齢者を支えていきたいと思いますという取り組みがこれから始まっていきますので、見守り公務員というものよりも、もっと大きなくくりとして生活支援体制整備事業が始まっていきますので、この中で体制づくりを進めていければと思っております。

小川委員) 障がい者の中で、デイサービスを受けた方が良い方は町内でどれくらいいるのか。

⇒ 大塚課長) 令和元年度末において、身体障害者手帳を所持している方が526名、療育手帳を所持している方が129名、精神障害者保健福祉手帳を所持している方が54名となっております。現在、北光福祉会が湧別図書館内で、就学前の幼児と小学生から18歳までの児童生徒を対象としたデイサービス事業を行っております。内容としては発達に遅れがある子どもに対し発達の向上のために指導を行っております。現在も多くの方が通所しており、人数の傾向としては若干の増加傾向となっております。

石川委員) 【障がい者福祉】の中に「差別解消や権利擁護のための普及活動」と記載されているが、10年後となると権利擁護のための普及活動という言葉では厳しいと思う。また【10年後のめざす姿】の中に「地域の人たちに障がい者に対する正しい理解が深められている。」とあるが、すでに理解が深められているという判断のもと、10年間の計画を立てるべきだと思う。

⇒ 大塚課長) 現在でも障がい者に対する差別解消や権利擁護の理解が進んでいないのが現状であります。国で「障がい者差別解消法」を策定しました。内容としては、障がいを理由とする不当な差別の禁止及び障がいのある方に対する必要かつ合理的な配慮の提供について町民の理解を得るために必要な措置を行うものです。国としても差別解消や権利擁護の理解が

6 (てん末書用紙)

深まっていないという認識のため、町としてもこのような表記としております。

石川委員) 権利擁護の普及活動はどのようにしていくのか。

⇒ 大塚課長) 行政としてはホームページやかわらばんで周知していくしかないと考えております。

【審議 (現状と課題)】

石川委員) 身体障がい者の方に対する制度は整っていると思うし、自分で相談等もできると思うが、知的障がい者や精神障がい者の方は自分で相談するのも難しいと思う。提供する福祉サービスにも限界がある。本人が納得しないことはできない。権利擁護の普及活動という表現では弱いと思う。成年後見について計画内に記載しても良いと思う。

⇒ 大塚課長) 【介護】の項目には成年後見制度について記載しているため、「障がい者福祉」の中にも記載することは可能ですので、次回までに修正案を作成し、提案します。

【質疑及び審議 (10年後のめざす姿)】 質疑及び意見無し

【質疑及び審議 (主要施策)】 質疑及び意見無し

【質疑及び審議 (施策の評価指標)】 質疑及び意見無し

※予定していた計画審議について終了。

5. 次回会議の日程について

事務局から次回会議の日程について提案。次の日程で開催を決定。

第2回社会福祉専門部会開催日時：令和3年4月27日(火) 午前9時30分

〃 開催場所：役場湧別庁舎 2階中会議室

6. 閉会